

# 広陵町と株式会社奈良クラブによる包括連携に関する協定書

(その他)

第5条 この協定に定めるもののほか、必要事項については、甲乙が協議し決定するものとする。

(目的)

第1条 この協定は、広陵町（以下「甲」という。）と、株式会社奈良クラブ（以下「乙」という。）が、スポーツの推進、健康、教育、観光振興、広報など様々な分野においてそれぞれの活動の充実を図るとともに、地域連携を積極的に推進し地域社会の発展に寄与することを目的とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年8月6日

(連携協力事項)

第2条 甲乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を進めるものとする。

- (1)スポーツの推進及び健康づくりに関すること
- (2)青少年の健全育成に関すること
- (3)タウンプロモーションに関すること
- (4)地域貢献活動、地域の活性化に関すること
- (5)町民に対するチームのPRに関すること
- (6)その他、甲の行政、事業の連携など、前条の目的を達成するために必要な事項

甲 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町

広陵町長 山村 吉由



乙 奈良市神殿町667番地1

株式会社奈良クラブ

代表取締役社長 濱田 満



(連絡調整)

第3条 甲乙は、前条の連携協力を円滑かつ効果的に進めるために、必要に応じ、連絡調整・協議し、具体的な取組の確認を行う。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからも特段申し出がない場合は、有効期間満了の翌日から更に1年間有効とする。